

Circular Ref No. : SPRO1603

2016年3月14日

中国検疫当局、ジカ感染地域からの船舶に蚊の駆除証明書を要求

2016年3月2日、中国国家品質監督検査検疫総局(以下：“CIQ”)は、ジカウイルスの中国侵入を防ぐための中国政府によるさらなる取り組みの一環として、「ジカウイルスの中国侵入の防止および抑制に関する通知」を発行した。

乗組員および船舶への要件

同通知によると、感染例が報告されている国または地域から入国する乗組員は、発熱、頭痛、筋肉痛および関節痛、または発疹を患っている場合、入国または出国する前に CIQ に申告し、現地 CIQ の体温検出、健康診断および疫学的調査に全面協力すべきである。

さらに、上述の国および地域から入国する輸送用車両・コンテナは、蚊の駆除に効果的な措置を取るべきである。船舶は、感染国当局が発行した蚊の駆除証明書を保持するものとし、そうでない場合は、CIQ の監督の下で直ちに駆除作業が行われるべきである。これらの国および地域から来た輸送用の車両、貨物、コンテナ、荷物および郵便小包には、厳しい検疫検査が行われるべきである。

有効期間

同通知は 2016年3月2日に発効し、12カ月間有効である。

感染地域

ジカウイルス感染例が発見された国および地域は以下の通り：

アメリカ：

アルバ、ボネール島、バルバドス、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キュラソー島、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、仏領ギアナ、グアドループ島、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、マルティニーク島、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、プエルトリコ、サンマルタン島、セント・マーチン島、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、米領ヴァージン諸島、ベネズエラ、トリニダード・トバゴ；

オセアニア：

米国領サモア、サモア、ソロモン諸島、マーシャル諸島、トンガ、バヌアツ、フィジー；

アジア：

モルディブ、タイ、インドネシア、カンボジア、マレーシア、フィリピン、ラオス；

アフリカ：

カーボベルデ、ガボン

上記リストは、流行状況の進展により更新される場合がある。本通知の発行後にその他の国がジカウイルス症例を報告した場合は、同じ要件が適用される。

現地 CIQ 事務所による実施

当社支局経由で現地 CIQ 当局に確認したところ、検査手順は港によって異なる場合があると分かっている。

大連（Dalian）、厦門（Xiamen）、広州（Guangzhou）および福州（Fuzhou）など一部の港では、入港手続き中に蚊の駆除証明書を提示するものとする；そうでない場合は、現地 CIQ が、その監督の下、船上で蚊の駆除手段を実施するよう要求する。

天津（Tianjin）などその他の港では、入港手続きに証明書は必要ないが、それでもなお、船上に蚊または蚊の卵がないかどうか確認するための現地 CIQ による検査および調査の対象となる。

勧告

ジカウイルスに対する中国検疫当局の検査および要件の強化を鑑みて、感染国から中国へと寄港する船舶には、遅延またはトラブルを避けるため、可能であれば感染国の当局が発行した蚊の駆除証明書を入手することが勧められる。このような証明書が入手できていない場合、船舶には、現地 CIQ の検査または消毒作業に協力することが提言される。

上記ご参考になれば幸いです。ご質問があれば pni.bi@huatai-serv.co までご連絡下さい。

以上